

行橋市映像撮影ロケーション窓口における支援の基本方針

行橋市は、市内で行われる映画、テレビ、CM等の映像撮影を円滑に進めるための相談窓口として、映像制作者の皆様を支援します。この基本方針は、本市の支援内容と、撮影に際して映像制作者の皆様をお願いしたい事項を定めるものです。

1. 目的

本市が持つ歴史、文化、自然といった多様な魅力を、映像作品を通じて国内外に広く発信することにより、市民の皆様の郷土への愛着と誇りを育み、地域の活性化に繋げることがを目的とします。

2. 私たちが提供する支援（ワンストップサービス）

行橋市商業観光課観光ブランド推進係内に専門窓口を設置し、撮影を円滑に進めるため、以下の支援を無償で行います。

- ・ロケ地に関する情報提供
- ・公共施設や民間施設との連絡調整の補助
- ・各種許認可手続きに関する相談
- ・宿泊施設やロケ弁事業者など、市内事業者の情報提供

※本支援は、撮影に関する各種許可を保証するものではありません。

3. 支援の対象について

<支援できる作品>

広く一般に公開され、本市の魅力発信に繋がる可能性がある映像作品（映画、ドラマ、CM 等）を対象とします。

<支援できない作品>

- ・法令や公序良俗に反するもの
- ・市のイメージを著しく損なうもの
- ・特定の政治・宗教活動を目的とするもの
- ・人権を侵害するおそれがあるもの

4. 支援の基本的な流れ

事前相談（企画段階）

まずはお気軽に企画内容や希望するイメージについてご相談ください。実現可能性や課題について一緒に検討します。

○支援申請（撮影前にご連絡）

企画書、撮影計画書、保険証書の写し等を所定の申請書とあわせてご提出ください。

○支援の決定

内容を審査の上、市として支援可能かどうかを決定し、ご連絡します。

5. 映像制作者の皆様へのお願い（遵守事項）

安全で円滑な撮影、地域との良好な関係を築くため、以下の事項の遵守をお願いします。

- ・法令、条例の遵守：関係法令等を必ず守ってください。
- ・地域への配慮：周辺住民や施設管理者への事前説明を徹底し、騒音や交通等に最大限配慮してください。
- ・費用負担の原則：施設使用料や警備費など、撮影にかかる費用は全て制作者側でご負担ください。
- ・安全管理の徹底：撮影現場の安全確保に万全を期し、万一の事故に備え賠償責任保険に必ずご加入ください。
- ・原状回復の徹底：撮影終了後は、責任をもって清掃・原状回復を行ってください。

6. 広報活動へのご協力

本市のPRのため、以下のご協力をお願いします。

- ・作品のエンドロール等へのクレジット表示（「行橋市」など）
- ・市のウェブサイト等で紹介するための作品情報や画像の提供
- ・広報資料としての完成作品（DVD 等）の提供

7. 免責事項

窓口の支援によって生じた映像制作者と第三者との間の紛争等について、当方は一切の責任を負いません。